

春は就職・進学・転勤の季節 住所変更を忘れずに

住所を変更するときは、転入・転出等の届出が必要です。届出に必要な書類を事前にご確認のうえ、市民課窓口にお越しください。

3月と4月は、窓口が大変混雑します。受付までに1時間以上お待ちいただく場合もありますので、時間に余裕をもってお越しください。

転出届

下野市から他市区町村に住所を移すときに提出します。転出先住所・転出日をご確認のうえ手続きをしてください。

■持ち物

すべての方が必要なもの

本人確認書類（運転免許証、写真つきマイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

該当する方が必要なもの

- ・委任状（代理の方が手続きするとき）
- ・返納するもの（印鑑登録証、国民健康保険証等）

転入届・転居届

他市区町村から下野市に住所を移したとき・市内で引っ越しをしたときに提出します。新しいお住まいに住み始めてから14日以内に手続きをしてください。

■持ち物

すべての方が必要なもの

本人確認書類（運転免許証、写真つきマイナンバーカード、パスポート、在留カード等）

該当する方が必要なもの

- ・前住所地で交付された「転出証明書」（市外から転入する方）
- ・住民基本台帳カード、マイナ

ンバーカード（お持ちの方）

- ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の方）
- ・パスポート、戸籍謄本、戸籍の附票（海外から帰国した、本籍が下野市以外の方）
- ・委任状（代理の方が手続きするとき）

新築住宅への転入・転居届出をする方へ

新築住宅の場合、住所の特定や建築の確認のため、住宅位置図、建築確認証、検査済証が必要です。

新築住宅が区画整理地内にある場合は、底地証明書なども併せてお持ちください。



市民課一部業務の土日開庁

住所異動の時期に合わせ、市民課を土日に開庁します。平日に手続きができない方はご利用ください。手続きの内容によっては平日、再度お越しいただく場合もあります。

■日時

3月27日(土)・28日(日)

4月3日(土)・4日(日)

午前8時30分～正午

■取り扱い業務

・転入届（マイナンバーカードや住民基本台帳カードを利用した特例転入届は不可）、転居届、転出届、世帯変更届

- ・印鑑登録
- ・証明書の交付（住民票、戸籍謄本など）

※上記以外の業務（マイナンバーカードの受け取りやパスポートの申請等）は受付できませんのでご注意ください。

マイナンバーカードの手続も忘れずに！

住所や氏名に変更があった方は、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用と券面記載事項変更の手続きも併せて行ってください。

特に、転入届をされた方は、転出予定日から90日以内に継続利用処理をしないとカードが失効してしまいます。カードに設定した暗証番号をご確認のうえ、必ずお手続きください。

署名用電子証明書

マイナンバーカードの署名用電子証明書は、住所や氏名に変更が生じると、有効期限に関わらず失効します。カード所持者ご本人が来庁し、改めて申請をしてください。

英字と数字を組み合わせた6～16ケタのパスワードが必要です。



南河内・石橋窓口は3月31日で終了します

南河内公民館と石橋公民館内の市民課窓口は、本庁舎に業務を集約するため、3月31日(水)午後1時をもって窓口業務を終了します。

終了後の取り扱い

午後1時以降の証明書の交付申請は本庁舎の市民課、納税は会計課でお手続きください。

マイナンバーカード交付申請サポート

現在、南河内と石橋の窓口では、住民票と印鑑登録証明書のコンビニ交付が利用できるマイナンバーカード交付申請サポートを実施しています。

交付申請サポートを利用された方で、3月31日(水)午後1時まで申請窓口でカードを受け取れなかった方は、4月1日以降に本庁舎の市民課で交付しますので必要書類をお持ちください。

■問い合わせ先 市民課 ☎(32)8896